

●香川県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年12月22日から平成30年1月19日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
丸亀市川西町南1187番2地先から 丸亀市飯山町東小川字中野1962番15地先まで	前	8.9~17.9	297	新設橋梁の設置及び仮設橋の撤去
		9.0~25.7	301	
	後	8.9~17.9	297	

- 4 供用開始の期日 平成29年12月23日